

第6回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年10月12日(火) 13時30分～13時52分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、廣森委員、飛鳥委員、森委員、戸沢委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、
小枝室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、黒滝委員がまだお見えになっておりませんが、定刻になりましたので、ただ今より第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。
本日の委員の出欠状況ですが、平野委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。
本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はありませんでしたので報告いたします。
なお、報道機関が入室しておりますことを併せて報告いたします。
それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 本日は、産業別最低賃金4業種につきまして、金額改正の審議を進めたいというふうに思います。
はじめに、各専門部会の審議が終了いたしましたので、各部会長から報告をお願いいたします。ただ、鉄鋼業以外につきましては会長であるわたくしが部会長でもあるために、部会長代理から報告をお願いいたします。
それでは、はじめに飛鳥委員からお願いいたします。

飛鳥委員 わたくしからは、9月27日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金と9月29日に審議された青森県電気機械器具等製造業最低賃金について報告いたします。
はじめに、別添資料1をご覧くださいませでしょうか。そちらの青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。表紙をめくって一枚目です。本文を読み上げさせていただきます。
青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書。
当専門部会は、令和3年9月15日、青森地方最低賃金審議会において

付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙1ですが、4の最低賃金額について、929円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

次に、青森県電気機械器具等製造業最低賃金ですが、別添資料2の別紙1の4の最低賃金額について、1時間859円で全会一致で結審しております。

なお、両方とも発効日は12月21日となります。

わたくしからの報告は以上です。

石岡会長 ありがとうございます。続きまして、森委員から報告をお願いいたします。

森委員 はい。わたくしの方からは、10月4月に審議された青森県各種商品小売業最低賃金と10月5日に審議されました青森県自動車小売業最低賃金についてご報告いたします。

別添資料の3の青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。文言につきましては先に報告された内容と同じでございますが、こちらの8ページの4番目に1時間当たり852円ということで全会一致で結審しております。次に青森県自動車小売業最低賃金ですが、こちらのほうも表書きの文言は同じでございます。こちらの別紙1の4、1時間当たり890円ということで全会一致で結審しています。

両業種とも発効日は12月21日となります。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されている資料3に示されております。

以上です。

石岡会長 はい。ありがとうございます。
ただいまの「部会報告」につきまして、何かご質問等はございますか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。
ただ今、報告がありました、鉄鋼業「26円」、電気機械器具等製造業「26円」、各種商品小売業「27円」、自動車小売業「26円」ということとなりますが、只今ご報告いただいた賃金額の決定ということにいたしますと、今、申し上げたような金額になりますけれども、それをそれぞれ

れ引き上げとする、各専門部会の部会長報告のとおり改正するという
ことに決定したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長

ありがとうございます。

それでは、4業種とも専門部会長報告のとおり、本審として決定をいた
します。

次に、「効力発生日」についてですが、4業種とも例年どおり「12月
21日」とすることよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長

ありがとうございました。

異議がないようですので、「効力発生日」については、令和3年12月
21日「指定発効」と決定をいたします。

以上の内容で、当審議会として、青森労働局長あてに答申をすることと
いたします。

(各委員に対し、答申文(案)を配布)

石岡会長

ただいま事務局から配布されました答申文の案につきまして、委員の皆
様方にご確認いただきたいと思います。金額については間違いはないです
ね。鉄鋼は、929円。電気器具は、859円。各種小売業が、852円。
自動車小売業が、890円ということですがこの答申の案につき
まして、何かご意見等はございますでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長

よろしいでしょうかね。

それでは、この答申文をもちまして、答申をすることといたします。

室長補佐

それでは、答申に移らせていただきます。

石岡会長から、高橋青森労働局長に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長から、高橋労働局長へ答申文を読み上げ、手交)

(各委員に対し、答申文を配付)

室長補佐 ありがとうございました。
 以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。
 続きまして、高橋労働局長から、お礼の挨拶を申し上げます。

局 長 ただ今、石岡会長より青森県の4業種の産業別最低賃金の改正にかかる答申をいただきました。

 産業別最低賃金につきましては、9月15日に改正に関する諮問をさせていただきましたが、
「公・労・使」の委員の皆様には、大変お忙しい中、各専門部会において慎重なご審議を賜り、結論を得ることができましたことについて御礼を申し上げます。

 本日、答申いただいた産業別最低賃金につきましては、異議申出の手続きを行った後、改正決定を行い、令和3年12月21日の発効にむけて官報公示等、主要の
手続きを進めていきたいと考えております。

 また、改正決定された後は、10月6日から発効しております青森県最低賃金と併せまして、
青森県内の主要な機関、市町村、関係団体等を通じて周知について万全を期したいと思ひますし、
その後、履行確保について努めてまいります。

 最後に、今年度、これまで多数の審議会でのご審議に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げますと共に、
引き続き労働行政にご支援を賜りますことをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

 どうも誠にありがとうございました。

室長補佐 それでは、引き続き、石岡会長に議事進行の程、よろしく願いいたします。

石岡会長 それでは、次第のほうに戻りますが、事務局から資料の説明をしてください。

賃金室長 会議次第と資料目次のついた資料をご覧いただきたいと思います。

 資料No.1でございますが、各専門部会の名簿でございます。御覧の部会委員の皆様
にそれぞれの業種についてご審議をいただいたということでございます。

 2ページは、8月10日に審議をお願いしました、産業別最低賃金改定の「必要性有無の諮問」
以降の審議日程でございます。9月の2日と15日の2回の検討小委員会を経て、9月15日に
「必要性あり」との答申をいただき、金額改正の諮問をさせていただきました。その後、9月27日
から10月5日までの間に各専門部会でご審議をいただき、4業種とも専門部会の結審とな
ったところでございます。

資料の3、4ページですが、先ほど部会報告の中で森委員の方からもご紹介いただきましたけれども、専門部会の審議の経過の概要でございます。どの業種も、当初は労使それぞれ主張の幅がかなり大きかったところがございますけれども、双方の歩み寄りによりまして、最終的には全会一致で結論をお出しいただいたということでございます。

改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

5ページでございます。今年度の全国の地域別の最低賃金の改正状況でございます。局長挨拶でもございましたが、青森県最低賃金につきましては、10月6日から822円で発効をしているところでございます。

6ページは、部会審議に基づいた今年度の最低賃金改定の状況の一覧表でございます。ご確認いただきたいと思います。

次の7ページが、過去の引き上げの推移ということで、平成23年から今年までの表でございます。青森県最低賃金と併せまして、この周知につきましては行政団体や主要団体施設等にポスター・リーフレット等の配布をさせていただきます。これからも工夫しながら周知を行って参りたいというふうに思います。

8ページにつきましては、今後の流れも含めた経過表でございます。金額改正の答申というのが10月12日本日のところでございます。まず、本日、改正の公示をいたします。答申内容の概要と異議申出の公示を行います。公示期間は15日と定められておりますので、公示は、本日10月12日から10月27日までとなります。この期間に異議の申出がなされた場合につきましては、10月29日に第7回本審を開催し、審議をお願いするということとなります。異議申出があった場合には、その時点で直ちに委員の皆様にはメールによりお知らせをさせていただきます。異議申出がなかった時でございますが、これについても、締め切り日の27日の翌日28日の朝、メールを差し上げたいというふうに思います。この場合は、29日の審議会を開催しないという趣旨のメールになります。なお、産業別最低賃金につきましては、青森県において過去に異議の申出が出されたということはないので、付け加えさせていただきます。

次に、異議の申出期間、27日を過ぎますと、官報公示にかかる事務手続きをいたしまして、11月11日に改正の公示を官報に掲載するという予定としております。発効日につきましては、先ほどご審議いただいたとおり、令和3年12月21日の指定発効ということで4業種同じということでございます。

資料、戻りまして、2ページをもう一度ご覧ください。今年度の産別最賃の審議日程の表でございます。一番下に、今年度最後の本審が3月の予定で書いております。異議の申出がなく、10月29日の本審開催がなければ、この3月開催予定の本審が第7回ということになるわけでございます。

す。この3月の審議会では、翌年度の産業別最賃の改正に関する意向表明が議事となります。ここで「改正の意向がある」ということになり、翌年度、最低賃金の基礎調査の対象業種として選定をして調査をするということになります。

3月の審議会の具体的な日程につきましては、今後、また各委員の予定表を出していただきまして、設定したいと考えておりますけれども、事務局としては、できれば3月の14日に開催をしたいということで考えています。というのは、ここの場所がその日しか3月は空いてないということで、なんとか14日でと思っておりますけれども、ただ、皆様のご都合がございます。今年の3月もアスパムで行っておりますので、必ずしもこの日というわけではないのですけれども、希望ということですので、3月14日開催したいということでございます。

最後に、鉄鋼業の専門部会について報告させていただきます。前回の本審でも説明をさせていただきましたけれども、本年の鉄鋼業専門部会は、労使の業界代表委員がコロナウイルスの感染拡大防止のため、委員のそれぞれの所属会社において、市外への移動制限を行ってございましたために、青森市においでいただくことができないということになったわけがございます。しかしながら、産業別最低賃金というのは、ご存じの通り、関係労使のイニシアティブの発揮により決定されるということで、業界に精通する両委員がいないということになると審議困難になってしまうことから、両委員には八戸の監督署においでいただき、私が立ち会った上でリモートによる参加をお願いして、その承認をいただきたいということで専門部会において、「リモートによる参加を専門部会に出席したものと取り扱う旨」の決議を当専門部会においていただいたということでございます。専門部会の運営規定では、「専門部会が議決を行ったときには、本審で報告する」ということになっておりますことから、この場を借りまして、報告をさせていただくということにさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

石岡会長 ただ今の事務局のご説明について、何かご質問等はございませんか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 事務局から何かありますか。

賃金室長 特に申し上げることはないのですが、一応、異議申出があるかもしれないとは言うものの、実質的には、今年最後の審議だと思います。本当に去年以上に今年も地域別、産業別共に皆様にはご苦勞をおかけし、事務局も

不手際もあったかと思いますが、何とかお許しいただいてお礼をさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

石岡会長 ほかに皆様方から何かございますか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長 今、室長のほうからもお話ありましたけれども、恐らく、異議の申出はないだろうということで、今年の審議会はこれで事実上終わりということになります。確かに、地域別は例年のことではあるのですが、今年は特に産別のほうもかなり熱心な議論をされて、時間も遅くまで掛かって皆様もお疲れになったかと思えます。それでも、なんとか皆様のご協力もありまして、全一致ということで産別のほうも4業種決めることができましたので、皆様のご尽力に感謝したいと思います。

それでは、今年もどうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

本日の審議会はこれにて終了したいと思います。